

虐待とは…

殴る、蹴るだけが虐待ではありません。

埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト(放置・放棄)、④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型に定めています。具体的な例は次のとおりです。

①身体的虐待



- 殴る、蹴るなどの暴力をふるう



- 車に閉じ込める、置き去りにするなど、危険にさらす



- 子どもの健全な成長を損ねる行為をする など

③ネグレクト(放置・放棄)



- 食事を与えない、入浴をさせないなど、世話をしない



- 必要な医療、福祉のサービスを受けさせない など

②性的虐待



- 子どもへの性的行為をする、性行為を強要する



- わいせつ映像等を見せる など

④心理的虐待

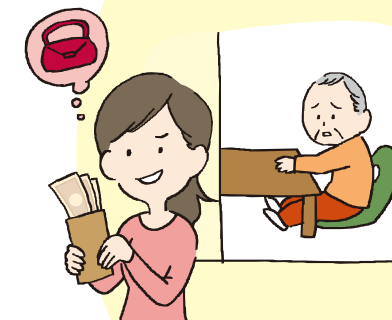


- からかう、侮辱する、無視する



- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など

⑤経済的虐待

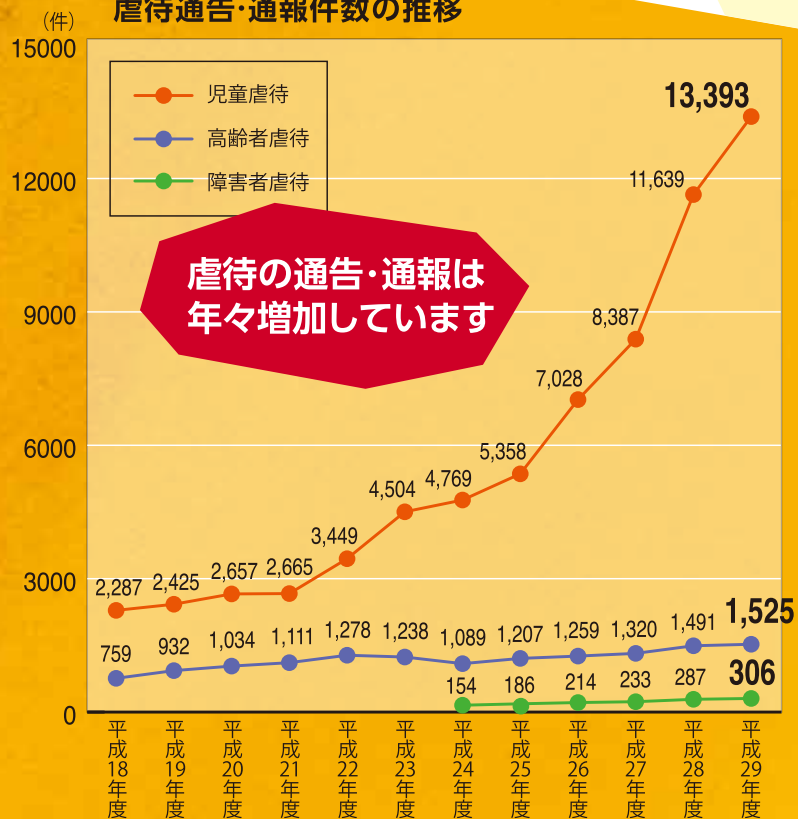


- 年金や財産などを勝手に使う、処分する



- 日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない など

埼玉県の虐待通告・通報件数の推移



虐待の通告・通報は年々増加しています

虐待のサインを見逃すな

虐待を受けている人は周囲の人にサインを出している場合があります。サインに気付いたら#7171(ないない)に電話してください。

- 衣服が汚れている



- ゴミであふれている



- 怒鳴り声や泣き声が聞こえる



- 頻繁に怪我をしている



など

虐待のサインに気付いたら



埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171 虐待 絶対 ない